

北海道 6 次産業化サポート事業支援対象候補者公募要領

公益財団法人北海道農業公社

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、令和 7 年度北海道 6 次産業化サポート事業の実施により、生産・加工技術やマーケティング等に精通した地域プランナーを派遣することで、6 次産業化等に取り組む農業者等の経営改善を支援するため、次のとおり支援希望者を募集します。

記

1 支援の目的

農業を主体とする 6 次産業化等に取り組む農業者等の経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援します。

2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、6 次産業化等に取り組む農業者等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします

- (1) 支援実施後自ら定めた期間（支援開始から 3～5 年まで）の経営改善目標を自ら掲げる者。ただし、募集段階では、定性的な目標でも可能とする。
- (2) 支援実施年度の翌年度以降自ら定めた期間の間毎年、経営状況報告書（別記様式第 3－1 号）及び経営改善状況調書（別記様式第 3－2 号）を作成し、北海道 6 次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に提出することあらかじめ同意する者であること。
- (3) 対象者は、法人事業者及び付加価値額を算出することが可能な会計を実施している個人事業者とする。
- (4) 支援に必要な財務諸表等の経営資料の提供が可能であること。

3 支援対象者への支援内容

サポートセンターの企画推進員がコーディネートを行い、様々な分野の専門的な知識、経験を有する 6 次産業化地域プランナー等が、6 次産業化等に取り組む農業者等に対し助言、指導等を行うとともに、以下の必要項目をまとめた経営改善戦略の作成及び実行を支援します。

- (1) 現状の課題整理及び 6 次産業化等の取組に向けたビジョン策定
- (2) 6 次産業化等の取組に係る生産性向上のための改善
- (3) 6 次産業化等に係るマーケティング戦略分野の課題
- (4) 人材育成、知的財産管理、食品衛生管理等の各種専門分野の課題
- (5) 経営改善戦略のための自ら定めた期間の年次計画

4 経費負担

農業者等の支援対象者においては、地域プランナー等の派遣に係る経費負担はありません。

5 申請方法

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類をサポートセンターへ郵送により提出してください。

- ① 北海道6次産業化サポート事業支援申請書（別記様式第1－1号）
- ② 申込者調書（別記様式第1－2号）
- ③ 宣誓書（別記様式第2－1号）
- ④ 承諾書（別記様式第2－2号）
- ⑤ 添付資料

ア 農業経営等を行う法人の場合

（ア）履歴事項全部証明書

（イ）直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表。以下同じ。）の写し

イ 農業経営等を行う個人の場合

（ア）直近3年分の所得税の確定申告書の写し

ウ 農業者等が組織する団体の場合

（ア）直近の通常総会議案書等

（イ）履歴事項全部証明書

（ウ）構成員に課税されている場合には、直近3年分の各構成員の所得税の確定申告書の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

（2）申請書類の提出に当たっての注意事項

- ① 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- ② 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。
- ③ 提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了承願います。
- ④ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

6 募集期間

令和7年5月29日（木）から令和7年8月5日（火）午後5時まで

7 締め切り

第1次 令和7年6月20日（金）

第2次 令和7年7月11日（金）

第3次 令和7年8月5日（火）

8 選定方法

（1）書類確認等

- ① 期限までに提出された申請書類については、受付機関において記載内容及び必要書類について確認します。
- ② サポートセンターの企画推進員が、提出された書類について詳細な内容を確認するため、申請者に対し面談等による調査を実施します。
- ③ 別紙様式第1－2号については、上記の面談等により、内容を補足します。

（2）審査

センターが別に定めるところにより設置する地域支援検証委員会（以下「地域委員会」という。）を開催し、支援対象候補者の審査を行い、支援対象者を選定します。

（3）支援対象予定者数

9者程度 予定者数に達した場合、以後の募集は停止することとしております。

（4）審査の主な基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、支援対象者に決定します。

評価項目	評価事項
ア 事業実施の確実性	☞ 事業構想の遂行に十分な意欲や能力があるか。 ☞ 財務状況等は、事業遂行に当たって問題ないか。 ☞ 事業実施における課題認識、対応、時間軸が明確か。 ☞ 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。
イ 事業構想内容の妥当性	☞ 事業の内容・目的がある程度具体性があるか。 ☞ 経営規模に見合った事業規模となっているか。
ウ 事業の収益性	☞ 事業構想上、付加価値額の増加が見込めるか。

(5) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

9 申請書類の郵送先、問い合わせ先

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23

公益財団法人北海道農業公社担い手本部農業経営相談室 多田 行

TEL : 011-522-5671 FAX : 011-271-3776